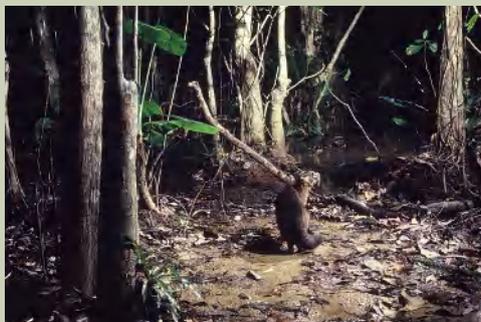


生物多様性保全における市民参加 ～「種の保存法」を中心に～



認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金
事務局長 坂元雅行



2015年3月24日オーフスネット勉強会

種の保存法2つの柱

■ 国内希少種の保存

日本国内に生息する絶滅のおそれのある種（国内希少種）の捕獲・譲渡しを規制し、生息地を保護し、保護増殖をはかること。

■ 国際希少種の国内流通管理

国際的に協力して保存をはかることとされている絶滅のおそれのある種（国際希少種）＝主としてワシントン条約によって国際商業取引が原則的に禁止されている種が、条約上の例外措置として合法的に日本に存在する場合、その国内流通を管理すること

2015年3月24日オーフスネット勉強会

国内希少種保全の仕組み

■ 国内希少種の指定

環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いたうえで指定の立案をすること、政令で定められるということが規定されている(第4条3, 6項)。

■ 捕獲規制(第9条以下)

国内希少種及び緊急指定種については、環境大臣の許可がない限り捕獲が禁止される。

■ 譲渡規制(第12条以下)

希少野生動植物種については、譲渡し若しくは譲受け等(第12条)、販売目的の陳列(第17条)、輸出入(第15条)をおこなってはならないものとされている。

■ 生息地等保護区(第36条以下)

国内希少種の生息地及びそれと一体的に保護を図る必要のある区域を保護区に指定することができるものとされている(第36条)。指定の際、種および区域の保護に関する指針が定められる(同条)。

国内希少種の指定と生息地等保護区の指定とは連動していない。指定するかどうかは環境大臣の裁量にゆだねられている。

■ 保護増殖事業(第45条以下)

保護増殖事業は、国内希少種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の国内希少種の保存を図るための事業である(第45条)。

生息地等保護区同様、種指定に連動しない。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

種の保存法の課題①

■ 基本原則

種の保存法は、この法律の適用に当たっての、財産権の尊重およびその他の公益との調整等への留意をことさらに定めている。いわゆる財産権尊重規定である(第3条)。

しかし、それらを絶対的に優先するのでは、絶滅危惧種の保全は決して効果をあげることはない。

この基本原則は、以下で述べるように、国内希少種の指定や生息地等保護区の指定に大きな萎縮効果を与えていると考えられる。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

種の保存法の課題②

■ 保全目標

問題は、保全目標が絶滅の防止にとどまるのか、進化的プロセスの確保を究極の目的として種の回復までをめざすのかについてである。

この点、米国のESA（Endangered Species Act 絶滅危惧種法）では、「保全」（conservation）とは、「絶滅のおそれのある（endangered）種またはそのおそれのある（threatened）種を、この章によって定められた措置がもはや必要なくなるような水準まで到達させるのに必要なすべての方法および手続き」を意味する。カナダのSARA（The Species at Risk Act 危機にある種の法）でも、オーストラリアのEPBC（Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 環境保護及び生物多様性保全法）でも、絶滅の防止にとどまらず、種の回復が保全目標とされている。

これに対して、種の保存法や同法に基づく種の保存基本方針には「保存」についての定義や、明確な説明がない。一般的な語義から考えられる限り、「保存」が絶滅危惧種を（絶滅させずに生存させるという意味を超えて）絶滅の危険のない状態まで回復させるという意味まで当然に含むとはいえない。

2015年3月24日オースネット勉強会

種の保存法の課題

■ 保全対象

- 第1の問題は、個体群が独立した保全対象の単位とされていないことについてである。

長期的な視点で見た場合、進化がどの個体群から起こるかはほとんど予測できない。個体群レベルでの保全は、遺伝的多様性を保全し、やがて起こるべき進化の可能性を将来につなぐことになる。個体群レベルで種の保存法の保全対象となる余地がないことは問題である。この点、米国のESAやカナダのSARAでは個体群も独立した指定の対象となりうる。

- 第2の問題は、絶滅のおそれがどの程度であれば保全対象とされるのかについてである。

国内希少種指定の要件である「絶滅のおそれ」は、「野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう」定義されており（第4条）、

2015年3月24日オースネット勉強会

種の保存法の課題③

■ 保全対象（続）

- 国内希少種の選定方針は、レッドリストの掲載基準（定性的基準）に必ずしも対応しているわけではないが、国内希少種は、絶滅危惧Ⅰ類掲載種およびⅡ類掲載種をカバーしうるものと考えられる。一方、準絶滅危惧掲載種をカバーするとみることは困難であろう。

- しかし、いったん絶滅の危険が具体的に顕在化する状態になると、絶滅の防止は容易なことではない。絶滅の危険がなくなる状態まで種を回復させることはさらに困難さを増す。近未来に絶滅の危険が具体化するおそれがある種に対して保全措置をとれるようにしておけば、結局は、時間的にもコスト的にも効率的に保全目標の達成に向うことができる。このような種（日本版レッドリストでは「準絶滅危惧種」）が国内希少種に指定される余地がないことは問題である。

米国のESAやカナダのSARAでは、近未来に絶滅の危険が生じるおそれがあるものを「準絶滅危惧種」に指定して保全の対象としている。

2015年3月24日オースネット勉強会

国内希少種の指定手続の課題について①

- 以上の他にも種の保存法には様々な課題があるが、以下で国内希少種の指定手続きの課題についてやや詳しく述べる。

- 国内希少種の指定（平成2015年2月現在で89種。）はレッドリスト掲載種（第4次リスト絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類合計で3,597種）の2.5%にすぎない（ただし、5月には新たに41種を指定する予定。）。また、無脊椎動物は昆虫以外の分類群および維管束植物を除く植物等についてはまったく指定がない（ただし、種の保存基本方針で、個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定することとされていることに注意。なお、2015年5月には、昆虫以外の無脊椎動物（陸生貝類）が初の指定となる）

2015年3月24日オースネット勉強会

国内希少種の指定手続の課題について②

- もっとも国内希少種の指定は、法律上の保全措置の実施を前提とした政策判断である。したがって、科学的評価の結果であるレッドリストとずれが生じることは当然ありうる。しかし、この点を考慮したとしても、現在の指定の停滞は極端ではないだろうか。
- その理由として、その理由として、財産権およびその他の公益尊重規定が、制度の運用を萎縮させてしまっていること（所有権に基づく土地の利活用、農林水産業の生産活動、公共事業の実施などを優先し、種の保存はそれらを妨げない限度で行うという運用が徹底していると推測される。）の外、次のように指定を促進するメカニズムが法律のなかに備わっていないことが関係していると考えられる。
この点、諸外国における指定手続のあり方との隔たりは大きい。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

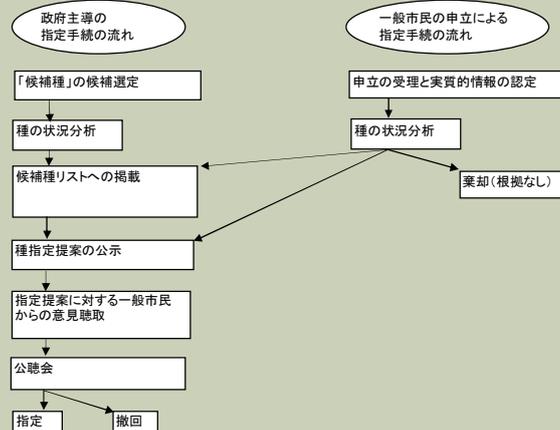
国内希少種の指定手続の課題について

- 絶滅危惧種がどのようなスケジュールと優先順位において指定を受けるのかについてまったくふれていない。
- 科学的専門家の関与についても不明確である。種の保存法では、野生動植物種の生息状況、生息地の状況について「定期的に調査をし、その結果を、種の指定、解除等に活用する」と規定しているが（第49条）、いつ、どのような根拠と優先順位で、指定候補となる種の生物学的状況の調査が行われるのかについてはまったくふれられていない。
- 一般市民の参画もまったく定められていない。それゆえ、どのような経緯で、ある種の指定が立案されたのか、あるいはされないのかは、一切公表されていない。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

米国ESAの種指定手続

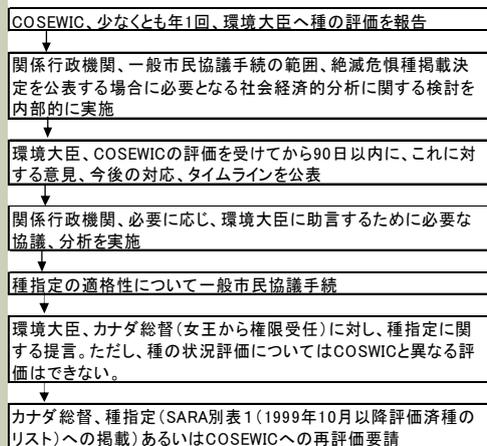
図1 米国ESAの保全対象種指定手続



2015年3月24日オースネット勉強会

カナダSARAの種指定手続

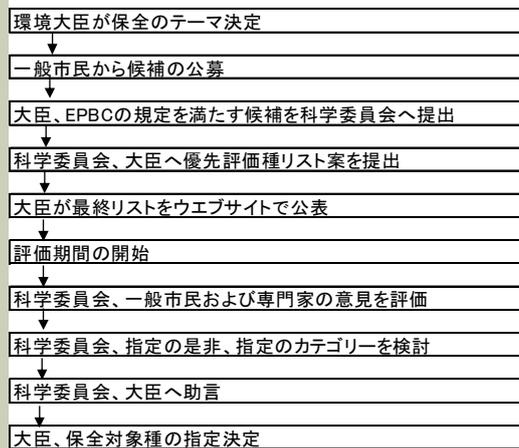
図2 カナダSARAの保全対象種指定手続



2015年3月24日オースネット勉強会

オーストラリアEPBCの種指定手続

図3 オーストラリアEPBCの保全対象種指定手続



2015年3月24日オースネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過

COP10前に、生物多様性基本法に基づき法定計画化された
生物多様性国家戦略（「生物多様性国家戦略2010」）

- 平成22年に「生物多様性基本法」に基づき閣議決定した「生物多様性国家戦略2010」において、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の状況の把握と減少要因等を分析して効果的な対処方針を明らかにしていくこととした。

2015年3月24日オースネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過 「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」

- 環境省では、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略 2010 を踏まえ、平成 23 年度に、絶滅のおそれのある野生生物の保全について、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。点検は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の国内流通管理に関する点検の 2 つに分けて実施し、それぞれの有識者による点検会議において、今後取り組むべき課題等が提言された（環境省、2014）。
- 点検結果（国内希少種関係）は、概略次のとおりであった（点検会議報告書 48 頁）。
 - 我が国では捕獲・採集が減少要因である種の捕獲規制は地方公共団体による取組も含めて比較的实施されているが、対象種の個体数の積極的な維持・回復（保護増殖）の取組や生息・生育地の維持・改善等の対策の実施等については十分とはいえない。
 - また、様々な既存の制度も十分に活用されてきたとはいえないうえ、具体的な施策を検討するために必要な絶滅危惧種に関する知見が不足していることも明らかとなった。
 - さらに、保全の取組の優先順位の考え方も明らかではなく、どのような絶滅危惧種をどのように保全していくことが効果的であるのかについても整理されていない。
 - このため、これまでに収集された情報や整備された制度等をより一層積極的に活用するとともに、点検によって明らかになったこれらの課題に対応した制度面・運用面の見直しも行い、我が国全体として絶滅危惧種の保全対策の体系化を進め、具体的な取組を計画的に推進する必要がある。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過 生物多様性条約愛知ターゲット

生物多様性条約CoP10で愛知ターゲットが採択された。

- 戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
 - 目標 12 :
2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過 生物多様性国家戦略2012-2020

これを受けて改訂された国家戦略は、国内の希少種保全（生息域内保全に限る）政策について、以下の方針ないし行動を示した（国内に生息する希少種の生息域内の保全に関する記述）。

- 平成23年度に実施したわが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検を受けて、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略（仮称）」を作成します。また、種の保存法については、上記点検の中で行った施行状況の検討結果とともに、同保全戦略の作成過程での議論も踏まえ、必要に応じて所要の措置を講じます。（環境省）
- わが国における生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している環境省レッドリストのうち、絶滅危惧ⅠA類（CR）または絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）の中でも、特に絶滅のおそれが高く、規制による対策効果があると考えられる種について、今後作成する保全戦略で定める保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定します。特に捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性のある種については優先的に指定を検討することとし、新たに25種程度の指定を目指します。（環境省）
 - 【現状】国内希少野生動物種数：90種（平成24年9月）
 - 【目標】国内希少野生動物種数：25種増（平成32年度まで）
- 絶滅のおそれのある野生動物種の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動物種種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）
- 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）

2015年3月24日オースネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過 NGOは種の保存法の抜本的改正を志向

- 種の保存法改正・政府案が閣議決定された2013年4月19日、NGOは種の保存法の抜本的改正を求める声明を発表した。

NGO声明の中で、改正が提言されている項目は以下のとおり（国内希少種の保存に係るのみ抜粋）

①種の保存の必要性が特に高いものについては、政府が指定の義務を負うものとする

本邦に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動物種のうち保全の必要性が特に高いものは「第一種国内希少野生動物種」として必要的指定とする（それ以外の指定種は「第二種国内希少野生動物種」として、現行法どおり任意指定）。指定の理由がなくなったときは指定を解除又は変更するものとする。

②種の指定の仕組みを改善するために専門家による科学委員会を設置すること

政令指定種選定の基準・方法・プロセスが、現行制度では不透明である。公正性、透明性を持った常設の科学委員会を別途設置し、指定候補リストを科学的知見に基づき、また国民からの情報を十分に反映して作成する。これにより、種指定の手続きの透明化を図るとともに、指定を促進することができる。

③国による種の指定提案制度を設けること

京都府、徳島県、奈良県、島根県は、府民・県民からの種の指定提案制度を設けている。「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年10月16日)」は、第10条で「府民は、規則で定めるところにより、理由を付して、指定を行うよう知事に提案することができる」としている。種の保存法にも同様に国民からの提案制度を設けるべきである。

④国内希少種保全のための法定計画制度（回復戦略及び回復行動計画）を創設すること

国内希少種の絶滅の防止と絶滅のおそれが解消された状態への回復を図るため、科学性、市民参加および透明性が確保された戦略的計画制度（回復戦略及び回復行動計画）を創設する必要がある。絶滅のおそれを解消するために必要なこと、それらを進める手順等は種ごとに事情が異なるからである。保護増殖事業や生息地等保護区は、種ごとの回復計画のツールとして位置づけ、積極的に実施、指定が進められるべきである。

2015年3月24日オースネット勉強会

2013年種の保存法改正までの経過 COP10前に、生物多様性基本法に基づき法定計画化された 生物多様性国家戦略（「生物多様性国家戦略2010」）

- ⑤生息地等保護区における公共事業（国の機関と地方公共団体が行う行為）に対する規制を不当に緩和しないこと
公共事業が絶滅危惧種に与える脅威が民間の事業に比較して少ないとする理由はない。現行法が定める通知や協議義務だけでは、環境省の意見が無視されるおそれもある。否定できない。
- ⑩海生哺乳類について、法律上の根拠なく種指定の対象から除外しないこと
海洋生態系のキー・スピーシーズとしての海生哺乳類が、省庁間覚書によって国内希少種指定の対象から除外されてきた経緯がある。そのような取扱いが法律の趣旨に反することを改めて明確にするとともに、水産庁が行う資源評価も他の科学的情報とともに活用しつつ、陸生種と区別することなく科学的評価に基づく指定を進めるべきである。
- ⑪第3条を削除すること
そもそも、財産権の行使や公共事業の目指す公益実現を無制限に許すならば、種の保存という本法の目的自体が成立しなくなる。種の保存とそれらの権利・公益との調整が必要なことは当然のことであるにもかかわらず、あえてこのような規定を置くということは、種の保存を軽視することを宣言するようなものである。また、個々の規定の厳しい運用を阻害するおそれもある。
- ⑫保全のために十分な予算措置を確保する
衆文に法制上、財政上および税制上の措置を明記すべきである。我が国の保護増殖事業の予算は米政府の予算と比較して非常に少ない。生息地等保護区の指定を下支えする措置として、税制上、財政上の優遇措置も検討すべきである。
- ⑬都道府県の取り組みを努力規定とすること
地域主権が叫ばれているが、自治体の希少種保全に関する条例の制定は進んでいない。31都道府県で制定され、16府県で未制定となっている（平成23年10月現在、環境省公表資料による）。衆文で、都道府県は希少種保全に向けてさらに積極的に取り組むよう求めるより重い責務を規定すべきである。

政府提出法案

- 政府提出法案は、2013年改正法は、国内希少種についてはほとんど手当てしなかった（捕獲・譲渡規制の罰則強化のみ）。

5月23日に「みどりの風」（2012-2013に活動）から 修正動議が出された修正案要綱（抄）①

◇希少野生動植物種調査委員会

- 一 環境省に、希少野生動植物種調査委員会（以下「委員会」という）を置くものとする。
- 二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - 1 野生動植物の種が置かれている状況を把握するための調査を行うこと。
 - 2 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項を調査審議すること。
 - 3 1及び2に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を処理すること。
- 三 委員会は、二の2及び3の事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べるができるものとする。

2015年3月24日オーフスネット勉強会

5月23日に「みどりの風」（2012-2013に活動）から 修正動議が出された修正案要綱（抄）②

◇希少野生動植物種調査委員会による調査等

- 一 委員会は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等について定期的に調査をし、その結果を環境大臣に報告するものとする。
- 二 環境大臣は、一の調査の結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

2015年3月24日オーフスネット勉強会

5月23日に「みどりの風」（2012-2013に活動）から 修正動議が出された修正案要綱（抄）③

◇希少野生動植物種調査委員会の意見の聴取

環境大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聞かなければならないものとする。

- 1 国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物種の選定に係る政令の制定又は改廃の立案をする場合
- 2 希少野生動植物種保存基本方針の案を作成する場合
- 3 生息地等保護区の指定をする場合
- 4 保護増殖事業計画を定める場合

2015年3月24日オーフスネット勉強会

5月23日に「みどりの風」（2012-2013に活動）から 修正動議が出された修正案要綱（抄）④

●希少野生動植物種調査委員会の組織的な位置づけ

環境省設置法の改正：第7条の審議会等に加え、具体的には種の保存法の定めるところによるものとする。

（参考：環境省設置法）

第七條 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

2015年3月24日オーフスネット勉強会

5月23日に「みどりの風」（2012-2013に活動）から 修正動議が出された修正案要綱（抄）⑤

◇国内希少野生動植物種保存計画

- 一 環境大臣は、国内希少野生動植物種ごと（複数の国内希少野生動植物種について同一の計画を定めることが適当であると認める場合には当該複数の国内希少野生動植物種ごと）に、当該国内希少野生動植物種の種の保存に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための国内希少野生動植物種保存計画を定めるものとする。
- 二 国内希少野生動植物種保存計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 当該国内希少野生動植物種の種の保存に関する基本的な事項
 - 2 当該国内希少野生動植物種の種の保存の目標
 - 3 2の目標を達成するために必要な次に掲げる事項
 - (一) 当該国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する事項
 - (二) 当該国内希少野生動植物種に係る保護増殖事業に関する事項
 - (三) 当該国内希少野生動植物種の種の保存のために多様な主体が連携して行う取組に関する事項
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、当該国内希少野生動植物種の種の保存のために講ずべき措置に関する事項
 - 4 2の目標の達成状況の評価に関する事項
 - 5 1から4までに掲げるもののほか、当該国内希少野生動植物種の種の保存に関し必要な事項
- 三 環境大臣は、国内希少野生動植物種保存計画を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるとともに、関係行政機関の長に協議し、かつ、委員会の意見を聴かなければならないものとする。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

種の保存法2013年改正の結果

- 2013年6月12日「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「2013年改正法」といいます）が公布された。
- 2013年改正法で注目される点は、捕獲規制（国内希少種）、譲渡規制（国内希少種・国際希少種）に対する罰則強化、販売目的の広告規制の導入
- 国内希少種については、上記罰則強化以外にみるべき点はなかった。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

附帯決議の内容： 国内希少種についての課題

- 一 種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（以下「保全戦略」という。）を始め、総合的な施策を策定・実施すること。
- 二 「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとする。
- 三 「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。
- 四 改正法施行後三年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。
 - 1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。
 - 2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
 - 3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
 - 4 (略)
- 五 希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、二〇二〇年までに三百種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

改正後の動き 非公開検討会での国内希少種指定候補検討

- 現在、環境省は、国家戦略に掲げた2020年までに25種新規指定の目標を掲げていたが、種の保存法改正審議における国会からの注文に応じて300種へと変更し（最終的には附帯決議に明記）、現在その目標をめざして作業を進めている。
- 保全戦略で示された種指定の優先順位についての考え方に従い、国内希少野生動植物種の指定に関する検討会（非公開）で指定案を検討、その後中央環境審議会野生生物小委員会に諮問し、政令改正案をパブコメ後、閣議決定する流れを進めることとしている。
- これは、附帯決議の第五項に基づく扱いである。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

改正後の動き 国内希少野生動植物種の選定に関する 提案の募集

環境省は、附帯決議第三項に基づき、運用による国民提案の募集を開始した。

■ 提案募集対象

種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に新たに指定すべき種。ただし、平成26年度は、昆虫類、両生類・爬虫類及び維管束植物に関する提案を優先して募集。

■ 募集期間

随時募集。平成26年11月28日（金）までに環境省に到着した提案については、原則として平成27年度中に指定の可否を検討

■ 提案の提出方法

様式有り。郵送、FAX、電子メール

■ 提案受け付け後の取り扱い

提案が到着してから1か月以内に、環境省にて書類の不備の有無等を確認します。

■ 提案書に必要な事項が記載されており、必要な添付書類が提出されている場合、提案者に対して提案を受け付けた旨をご連絡します。

■ 提案書の記入漏れ等の提出書類の不備により受け付けができない場合、提案者に対して書類の再提出を依頼します。

☆添付書類として、「指定を提案する種の分布及び個体数、繁殖等に関する過去・現在の状況を示す根拠書類」が必要とされている。

■ 平成26年11月28日（金）までに受け付けた提案については、原則として、平成27年度に開催を予定している国内希少野生動植物種の指定に関する検討会（非公開）や中央環境審議会野生生物小委員会等での検討を踏まえ、国内希少野生動植物種への指定の可否を検討します。

■ 検討の過程で必要に応じ、当該種の分布及び生息の状況、当該種の減少要因、当該種の保全取組の現状等について、環境省にて調査・情報収集を実施します。

■ 検討の結果、国内希少野生動植物種への指定が適当と判断される種については、原則として平成27年度中に指定を行います。

■ 平成26年11月28日（金）までに受け付けた提案については、原則として平成27年度の検討作業終了後に、指定適否等の結果を提案者に連絡します。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

「3年後の検討」

■ 2013年改正法附則第7条*では、次のように定められた。なお、この附則第7条は、民主党の修正提案により、内容が原案よりもやや具体的になっている。

*附 則〔平成二五年六月一二日法律第三七号〕

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、衆参附帯決議の八は、「改正法附則第7条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行3年後に速やかに必要な措置を講ずること」とした。

2013年改正法の施行は、2013（平成25）年6月12日、同年7月2日、2014（平成26）年6月1日の3段階となっている。「3年後の検討」による法改正は、最初の施行からカウントすると2016年（平成28）年の通常国会に、最後の施行からカウントすると2017年（平成29）年の通常国会に、改正法を提案すべきこととなる。

2015年3月24日オフィスネット勉強会

「3年後の検討」における重要課題 (国内希少種関係)

【国内希少野生動植物種科学委員会の法定】

新たに常設の「国内希少野生動植物種科学委員会」を法定し、種の選定を行わせること。(衆参附帯決議 四2参照。)

【国内希少種回復計画の法定】

指定種ごとに保全の目標、生息地等の保護、保護増殖事業の在り方を含めた保全措置、保全の効果検証を含む「国内希少種回復計画」制度を法定し、科学委員会にその策定を行わせること。(衆参附帯決議 四2参照。)

【国民による指定提案制度の法定】

国民の種の保存への参画を活性化させ、違法採取情報など、種の保存に悪影響のある情報流出は防止しつつ、透明性と適正性を確保した提案制度を設けること。(衆参附帯決議 四3参照。)

2015年3月24日オースネット勉強会

